

NHK放送受信料の免除 10月1日から精神障害者も対象に

名古屋市健康福祉局より9月25日に下記連絡が入り、かねてから要求していた「NHK放送受信料免除制度の3障害同等」が実施の運びとなりました。その具体的な内容をお知らせします

日本放送協会放送受信料免除のための申請手続きについて

1. 免除対象者

- (1) 全額免除 精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合に、全額免除となります。
- (2) 半額免除 手帳1級（重度）の方が世帯主である場合は、半額免除となります。

2. 申請手続き

- (1) 申請窓口は申請者の住所区の保健所保険予防課です。
- (2) 申請時に必要な書類等
 - ① 手帳
 - ② 印鑑
 - ③ 申請書（用紙は保健所窓口にあります）
 - ④ 確認書（用紙は保健所窓口にあります）

3. 免除方法

- (1) 10月中に保健所に申請されたものについては、ご本人に代わって保健所からNHKに関係書類を送付する予定です。
- (2) 以後は、保健所で申請書、確認書、封筒を受け取り、ご本人でNHKに申請する。NHKで確認後、関係書類が送られてきます。

4. 免除の開始月

- (1) 10月～11月に保健所が申請を受理した分で、12月中にNHKに到着したものについては、保健所の申請月にさかのぼって免除の対象となります。

- 例
- ① 10月の申請分は10月から免除となります。
 - ② 11月の申請分は11月から免除となります。
 - ③ 12月以降の申請分はNHKの受理月から免除となります。

家族の方々に制度の周知徹底をお願い致します